

旭川地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

(基準年度 : 令和6年度)

(1平方メートル単価・単位:円)

種類 \ 構造	木造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	107,000	-	112,000	-	128,000	-
共同住宅	96,000	-	112,000	-	128,000	-
旅館・料亭・ホテル	97,000	-	-	-	154,000	-
店舗・事務所 ・百貨店・銀行	84,000	-	70,000	128,000	-	-
劇場・病院	-	-	-	-	154,000	-
工場・倉庫・市場	39,000	-	29,000	73,000	131,000	-
土蔵	-	-	-	-	-	-
附属家	54,000	-	40,000	101,000	181,000	-

※ 本基準により難しい場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

なお、木造・居宅(共同住宅を含む。)の最低階が鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、当該部分が物置又は車庫となっている場合の㎡単価は、当該部分につき72,000円とする。

## 経年減価補正率表

## 1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.60
2	0.56
3	0.53
4	0.50
5	0.48
6	0.47
7	0.44
8	0.42
9	0.40
10	0.38
11	0.36
12	0.34
13	0.32
14	0.29
15	0.28
16	0.26
17	0.24
18	0.23
19	0.21
20	0.20
21	0.20
22	0.20
23	0.20
24	0.20
25	0.20
26	0.20
27以上	0.20

## 2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点 補正率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※本表は、令和5年11月15日付け総務省告示第385号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出し、「積雪地域又は寒冷地域の級地の区分」による補正を加えたものである。